

令和 7 年 1 月 25 日 招集

令和 7 年 第 4 回 薩摩川内市議会定例会

議 案

そ の 2

議案番号	件名	備考
180	甑島辺地に係る総合整備計画の変更について	
181	薩摩川内市男女共同参画基本条例の一部を改正する条例の制定について	
182	薩摩川内市セントピアの指定管理者の指定について	
183	薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例の制定について	
184	薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
185	防災行政無線システム更新事業（第2期）工事請負契約の変更について	
186	薩摩川内市川内葬斎場やすらぎ苑等の指定管理者の指定について	
187	薩摩川内市下甑葬斎場の指定管理者の指定について	
188	サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの指定管理者の指定について	
189	薩摩川内市立甑島敬老園の指定管理者の指定について	
190	薩摩川内市特別養護老人ホーム鹿島園の指定管理者の指定について	
191	薩摩川内市特別養護老人ホーム甑島敬老園及び薩摩川内市立老人デイサービスセンター甑島敬老園の指定管理者の指定について	
192	樋脇もくもくふれあい館の指定管理者の指定について	
193	薩摩川内市里生活支援ハウスの指定管理者の指定について	
194	薩摩川内市鹿島生活支援ハウスの指定管理者の指定について	
195	薩摩川内市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
196	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
197	薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
198	薩摩川内市立里保育園の指定管理者の指定について	

199	薩摩川内市火災予防条例及び薩摩川内市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
200	財産の無償貸付について
201	財産の無償貸付について
202	薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
203	祁答院大村北部生活センターの指定管理者の指定について
204	薩摩川内市B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
205	薩摩川内市国際交流センター及び薩摩川内市産業振興センターの指定管理者の指定について
206	薩摩川内市樋脇総合運動場及び薩摩川内市樋脇屋外人工芝競技場の指定管理者の指定について
207	薩摩川内市東郷総合運動場の指定管理者の指定について
208	宮里体育館の指定管理者の指定について
209	冷水体育館の指定管理者の指定について
210	川内プールの指定管理者の指定について
211	薩摩川内市東郷共同福祉施設の指定管理者の指定について
212	薩摩川内市せんだい宇宙館の指定管理者の指定について
213	薩摩川内市上甑自然公園キャンプ村の指定管理者の指定について
214	唐浜臨海公園の一部の指定管理者の指定について
215	瀬尾観音三滝キャンプ場の指定管理者の指定について
216	薩摩川内市とうごう五色親水公園の指定管理者の指定について
217	薩摩川内市川内港待合所の指定管理者の指定について
218	薩摩川内市高速船ターミナルの指定管理者の指定について

219	薩摩川内市中甑地域活性化施設の指定管理者の指定について	
220	道路メンテナンス事業飯母橋橋梁上部工工事請負契約の変更について	
221	天辰第二地区土地区画整理事業皿山橋橋梁下部工工事（6-4）請負契約の変更について	
222	薩摩川内市営住宅等（甑島エリア）の指定管理者の指定について	
223	令和7年度薩摩川内市一般会計補正予算	予算書は別冊
224	令和7年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算	
225	令和7年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算	
226	令和7年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算	
227	令和7年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算	
228	令和7年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算	
229	令和7年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算	
230	令和7年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算	
231	令和7年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	
232	令和7年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算	

議案第180号

甑島辺地に係る総合整備計画の変更について

令和3年3月25日の議決を経て定めた甑島辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

提案理由

令和3年度から令和7年度までの甑島辺地に係る総合整備計画について、事業費の増額等を行う必要が生じたので、同計画を変更したいが、これについては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により準用する同条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参考照

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2～7 略

8 前各項の規定は、・・・略・・・市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

総合整備計画書(第2次変更)

鹿児島県薩摩川内市 甑島辺地
(辺地の人口4,184人 面積117.04km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 里町里、上甑町中甑、上甑町中野、上甑町江石、上甑町平良、上甑町小島、上甑町瀬上、上甑町桑之浦、下甑町手打、下甑町片野浦、下甑町瀬々野浦、下甑町青瀬、下甑町長浜及び鹿島町藺牟田
- (2) 地域の中心の位置 薩摩川内市上甑町中甑368番地
- (3) 辺地度点数 239点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、薩摩半島の西方約30キロメートルの東シナ海海上に、北東から南西の方向に約35キロメートルにわたって位置しており、上甑島、中甑島及び下甑島の3島からなっている。

このような離島独特の立地条件を踏まえ、辺地住民の生活文化水準の向上を図るために、次の公共的施設の整備が必要である。

- (1) 道路・橋梁
離島の特異性、立地条件等から未整備や改良を要する道路や橋梁の老朽化が多く生活路線として交通安全対策及び防災対策上も年次的な整備が必要である。
- (2) 林道
本地域の山間部を結ぶ林道は、幅員が狭い上にカーブ等が多く、路面の老朽化が著しく車両の通行に支障を来している。林業の活性化を図るため、年次的な林道の舗装や改良が必要である。
- (3) 学校給食施設
本地域の児童・生徒に安全・安心で栄養バランスの取れた学校給食を提供するため、学校給食センターの施設設備の整備が必要である。
- (4) 診療施設
本地域には、市立の診療所があるが、耐用年数の過ぎた医療機器が多く診療に支障を来している。より正確で適切な診断や治療を可能とし、医療の充実を図るため、これらの機器と新たに導入の必要な医療機器とを併せて整備することが必要である。
- (5) 消防施設
本地域は、急峻な地形及び幅員の狭隘な道路等により、災害時に即応できる消防資機材及び車両の整備が必要不可欠である。上甑島及び下甑島に各1箇所常備消防の分駐所を配置し、主に救急業務を実施しており、火災等については、地域

消防団の活動により支えられている状況である。住民の安全・安心の確保を図るため、消防防災対策等の整備が必要である。

(6) 飲用水供給施設

本地域の水道施設は、老朽化に伴う漏水等が著しく、渇水期や使用水量が増加する夏季には水の確保に苦慮している状況である。地域住民の水道水に対する不安の解消及び安全で安定した水道水の供給を図るため、施設の改良を継続して実施することが必要である。

(7) 下水処理施設

本地域には、生活雑排水を未処理のまま放流している地区があり、海域の汚染源となっており、沿岸漁業の盛んな本地域において深刻な問題となっている。公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水処理施設の整備が必要である。

(8) 農林漁業経営近代化施設

本地域の漁業経営の近代化や安定化を図る観点から、資源の維持管理を行うため、漁場等の整備が必要である。

(9) 観光・レクリエーション施設

本地域には、海を始めとする豊かな自然環境が広がっており、国定公園にも指定されている。更なる観光産業の振興のため、観光施設の機能充実が必要である。

(10) 公民館その他の集会施設

本地域の公民館施設の社会教育・生涯学習の充実を図るため、老朽化に伴う施設の改修を継続して実施することが必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道路・橋梁	薩摩川内市		685,000	147,000	538,000	538,000
林道	薩摩川内市		207,600	158,400	49,200	46,400
学校給食施設	薩摩川内市		58,780	7,023	51,757	51,700
診療施設	薩摩川内市		496,075	59,132	436,943	436,300

消防施設	薩摩川内市	203,955	134,363	69,592	69,300
飲用供水施設	薩摩川内市	688,100	508,350	179,750	179,200
下水処理施設	薩摩川内市	1,878,342	1,055,189	823,153	753,400
農林漁業 経営近代化 施設	薩摩川内市	1,000	0	1,000	900
観光・レクリエーション施設	薩摩川内市	95,029	41,500	53,529	49,000
公民館 その他の 集会施設	薩摩川内市	(16,300)	(0)	(16,300)	(16,200)
合 計		(4,330,181) 4,313,881	2,110,957	(2,219,224) 2,202,924	(2,140,400) 2,124,200

備考 表中の()内は、変更後の数値である。

議案第181号

薩摩川内市男女共同参画基本条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市男女共同参画基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

性別による固定的な役割意識や、性自認及び性的指向等に基づく差別や偏見等が依然として存在する中で、すべての人が個人として尊重され、社会の対等な構成員として参画することができる、多様性、公平性及び包摂性のあるダイバーシティ社会の構築が不可欠であるため、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念を見直すほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市男女共同参画基本条例の一部を改正する条例

薩摩川内市男女共同参画基本条例（平成16年薩摩川内市条例第310号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第19条」に、

「

第3章 薩摩川内市男女共同参画専門委員（第19条—第22条）
第4章 薩摩川内市男女共同参画審議会（第23条—第29条）
第5章 雜則（第30条）

を

」

「

第3章 薩摩川内市男女共同参画審議会（第20条—第25条）
第4章 雜則（第26条）

に

」

改める。

前文中「人は、性別にかかわりなく」を「人は」に、

「

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会通念や慣行が、依然、根強く残っており、なお一層の改善の努力が必要とされている。

を

」

「

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会通念や慣行が、依然、根強く残っていることや、性自認や性的指向等を理由とする差別や偏見等の課題もあり、なお一層の改善の努力が必要とされている。

また、地域社会の持続的発展のためには、少子化やデジタル技術の進展、価値観や生活様式の多様化等の社会の急速な変化に対応し、さらに多様性が尊重され、公平性が確保された誰もが安心して参加できる環境をつくり、互いに支え合う包摂性のあるダイバーシティ社会づくりが求められている。

に

」

「新たな世紀を迎える、少子高齢化、情報化、国際化の進展、地方分権の推進等社会経済情勢の急速な変化に対応し、男女が、互いにその」を「このような現状を踏まえ、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍、文化的な背景等の違いにかかわらず、すべての人が、互いに個人の」に、「性別にかかわりなく、その」を「その」に改める。

第2条第1号中「男女が、」を「性別等にかかわらず、すべての人が、」に改め、「もって男女が」を削り、同条第2号中「前号に規定する機会に係る」を「社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 性別等 生物学的な性別、性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）及び性的指向（どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味

の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ。)をいう。

第2条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動（性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性自認若しくは性的指向に関する偏見に基づく言動を含む。）により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力行為をいう。

第3条第1号中「男女の個人」を「すべての人が個人」に、「男女が直接的」を「直接的」に、「性別」を「性別等」に、「男女が個人として」を「個人としてその個性と」に、「男女の人権」を「個人の人権」に改め、同条第2号中「男女」を「個人」に改め、同条第3号から第5号までの規定中「男女」を「すべての人」に改める。

第5条中「男女が」を「すべての人が」に改める。

第8条中「性別」を「性別等」に、「配偶者間その他の男女間における身体的若しくは精神的な苦痛を与える暴力的行為（次条において単に「男女間における暴力的行為」という。）」を「ドメスティック・バイオレンス」に改める。

第9条中「おいて、」の次に「性別等による人権侵害に当たる表現、」を加え、「男女間における暴力的行為」を「ドメスティック・バイオレンス」に改める。

第10条第2項中「第23条」を「第20条」に改める。

第15条中「性別」を「性別等」に改める。

第3章を削る。

第2章中第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（市民等の申出）

第16条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての市民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、第8条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する市民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

3 市は、前2項の申出を処理するに当たって、必要な場合は第20条に規定する薩摩川内市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第4章中第23条を第20条とし、第24条から第28条までを3条ずつ繰り上げ、第29条を削る。

第4章を第3章とする。

第5章中第30条を第26条とする。

第5章を第4章とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の薩摩川内市男女共同参画基本条例（以下この項において「旧条例」という。）第19条に規定する薩摩川内市男女共同参画専門委員であった者に係る旧条例第22条に規定する秘密を漏らしてはならない責務については、なお従前の例による。

(薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第103号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「第1項第102号及び第103号」を「第1項第101号及び第102号」に改める。

第5条第1項第1号中「第97号まで及び第99号から第102号」を「第96号まで及び第98号から第101号」に改め、同条第3項中「第2条第1項第103号」を「第2条第1項第102号」に改める。

(薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例の一部改正)

4 薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例（平成18年薩摩川内市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号キ中「男女が性別にとらわれることなく」を「性別等にかかわらず、すべての人が」に改める。

議案第182号

薩摩川内市セントピアの指定管理者の指定について

薩摩川内市セントピアの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
薩摩川内市セントピア
- 2 指定管理者に指定する団体
株式会社誠建設
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市セントピア条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市セントピアの管理を行わせている株式会社誠建設の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

株式会社誠建設の概要

1 所 在 地 薩摩川内市永利町1883番地

2 設立年月日 昭和53年4月1日

3 従業員数 135名

4 目 的 土木建築工事業、指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託等の事業を営むことを目的とする。

議案第183号

薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例の制定について

薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）の公布施行に伴い、本市における旅費制度について、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例

薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第60号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 市が職員（市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに薩摩川内市職員の給与に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第57号）第2条に定める一般職の職員をいう。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、別に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が、生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (4) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職、停職又は休職

（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

- (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3箇月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる理由又はこれらに準ずべき理由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に對し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に對し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場

合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行雑費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第19条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法により計算する。

（旅費の請求手続）

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払いをする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後7日以内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、7日以内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出させることができる。
- 5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに当該請求書又は資料を出したものとみなす。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、次に規定する運賃の額とする。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、市長等は上級の運賃の額、その他の職員は中級の運賃の額とする。

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、市長等は上級の運賃の額、その他の職員は下級の運賃の額とする。

3 前項各号の規定のいずれかに該当する場合において、当該等級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合における運賃の額の上限は、同一階級内の最上級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するもの）をいう。次項及び次条において同じ。を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に規定する移動に直接要する費用のうち、旅行者が旅行命令権者の承認を受けて私有車（当該旅行者が所有し、かつ、通常通勤のために使用している道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車であって、公務使用の登録をされているものをいう。次項において同じ。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、1キロメートルにつき37円を乗じて得た額とする。

3 前項の路程は、当該旅行につき私有車により旅行した全路程を通算して計算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 前2項の規定にかかわらず、市内において私有車により旅行する場合の旅費については、規則で定める。

(旅行雑費)

第13条 旅行雑費は、旅行に要する諸雑費とし、その額は、旅行中の日数に応じ、1日当たり200円とする。ただし、市内に旅行した場合には、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により支給する必要があると市長が認める場合は、市長が別に定める額を旅行雑費として支給することができる。

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合には、宿泊手当の額は、同項で定める額を超えない範囲内で規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5日分を限度として、赴任後自ら居住するための住宅に入居した日までの日数に係る旅行雑費並びに5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下

この号及び次号において同じ。) を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第12条までの規定による交通費、旅行雑費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(外国旅行の旅費)

第20条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に基づく国家公務員の外国旅行の旅費を基準として市長が定める。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順位により、同順位者がある場合には年長者を先にする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例で定める額の範囲内で、市長が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)

及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条及び第19条第1項各号並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第27条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例（以下この項から附則第6項までにおいて「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項、次項及び附則第4項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定

する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例（以下この項及び附則第5項において「旧条例」という。）第3条第6項に規定する出張命令権者が旧条例第4条第1項に規定する出張命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第3条第6項に規定する出張命令権者が旧条例第4条第1項に規定する出張命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定によりこれを変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後に完了する赴任に伴う旅費については、前項の規定にかかわらず、新条例の規定を適用する。
- 4 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職、停職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 6 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 7 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「平成16年薩摩川内市条例第60号」を「令和7年薩摩川内市条例第 号」に改める。

（薩摩川内市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正）

- 8 薩摩川内市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例（平成16年薩摩川内市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（実費弁償の額等）

第3条 実費弁償の額及び支給方法は、薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例（令和7年薩摩川内市条例第 号）の一般職の職員の例による。

- 2 前項に規定するもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。

(薩摩川内市国民健康保険診療施設条例の一部改正)

9 薩摩川内市国民健康保険診療施設条例（平成16年薩摩川内市条例第156号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成16年薩摩川内市条例第60号」を「令和7年薩摩川内市条例第号」に改める。

(薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正)

10 薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第301号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「平成16年薩摩川内市条例第60号」を「令和7年薩摩川内市条例第号」に、「第18条及び第23条の規定による」を「第14条から第16条まで及び」に、「第11条第2号」を「第7条第1項第2号」に改め、同項第2号中「第13条から第16条まで、第18条及び第19条」を「第9条から第12条まで及び第14条から第16条まで」に改める。

(薩摩川内市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正)

11 薩摩川内市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（平成17年薩摩川内市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第6条中「平成16年薩摩川内市条例第60号」を「令和7年薩摩川内市条例第号」に改める。

(薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

12 薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年薩摩川内市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「平成16年薩摩川内市条例第60号」を「令和7年薩摩川内市条例第号」に改める。

別表（第14条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）		
	市長	副市長 及び教育長	一般職に 属する職員
北海道	27,000円	18,000円	13,000円
青森県	23,000円	15,000円	11,000円
岩手県	19,000円	13,000円	9,000円
宮城県	21,000円	14,000円	10,000円
秋田県	23,000円	15,000円	11,000円
山形県	21,000円	14,000円	10,000円
福島県	17,000円	11,000円	8,000円
茨城県	23,000円	15,000円	11,000円
栃木県	21,000円	14,000円	10,000円
群馬県	21,000円	14,000円	10,000円
埼玉県	40,000円	27,000円	19,000円
千葉県	36,000円	24,000円	17,000円
東京都	40,000円	27,000円	19,000円
神奈川県	34,000円	22,000円	16,000円
新潟県	34,000円	22,000円	16,000円
富山県	23,000円	15,000円	11,000円
石川県	19,000円	13,000円	9,000円
福井県	21,000円	14,000円	10,000円
山梨県	25,000円	17,000円	12,000円
長野県	23,000円	15,000円	11,000円
岐阜県	27,000円	18,000円	13,000円
静岡県	19,000円	13,000円	9,000円
愛知県	23,000円	15,000円	11,000円
三重県	19,000円	13,000円	9,000円
滋賀県	23,000円	15,000円	11,000円
京都府	40,000円	27,000円	19,000円
大阪府	27,000円	18,000円	13,000円
兵庫県	25,000円	17,000円	12,000円
奈良県	23,000円	15,000円	11,000円
和歌山県	23,000円	15,000円	11,000円
鳥取県	17,000円	11,000円	8,000円
島根県	19,000円	13,000円	9,000円
岡山県	21,000円	14,000円	10,000円
広島県	27,000円	18,000円	13,000円
山口県	17,000円	11,000円	8,000円
徳島県	21,000円	14,000円	10,000円
香川県	32,000円	21,000円	15,000円
愛媛県	21,000円	14,000円	10,000円
高知県	23,000円	15,000円	11,000円

福岡県	3 8 , 0 0 0 円	2 5 , 0 0 0 円	1 8 , 0 0 0 円
佐賀県	2 3 , 0 0 0 円	1 5 , 0 0 0 円	1 1 , 0 0 0 円
長崎県	2 3 , 0 0 0 円	1 5 , 0 0 0 円	1 1 , 0 0 0 円
熊本県	2 9 , 0 0 0 円	2 0 , 0 0 0 円	1 4 , 0 0 0 円
大分県	2 3 , 0 0 0 円	1 5 , 0 0 0 円	1 1 , 0 0 0 円
宮崎県	2 5 , 0 0 0 円	1 7 , 0 0 0 円	1 2 , 0 0 0 円
鹿児島県	2 5 , 0 0 0 円	1 7 , 0 0 0 円	1 2 , 0 0 0 円
沖縄県	2 3 , 0 0 0 円	1 5 , 0 0 0 円	1 1 , 0 0 0 円

議案第184号

薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

令和8年4月の組織機構見直しに併せて、部局の再編を実施することに伴い、
所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例（平成18年薩摩川内市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「保健福祉部」を「福祉こども部」に改め、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 健康保険部

第3条第2項第1号中カを削り、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 鉄道、バス輸送及び航路の整備充実を図り、利用しやすい多様な交通体系づくりを推進すること。

第3条第2項第1号に次のように加える。

ク 人権が尊重され、差別のない明るい社会づくりを推進すること。

第3条第2項第3号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオまでとし、同項第4号中「保健福祉部」を「福祉こども部」に改め、カからクまでを削り、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 多様な学習機会の創出及び情報の提供に努め、市民活動団体等と協働し、生涯学習を推進すること。

第3条第2項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中エを削り、オをエとし、カからケまでをオからクまでとし、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 健康保険部

ア 市民の健康的な生活を支える国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の健全経営を確保し、その充実に努めること。

イ 健康に対する意識の啓発及び医療体制の充実により、市民の健康の保持及び増進に努めること。

ウ 国民年金制度の普及啓発に努め、加入を促進すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第185号

防災行政無線システム更新事業（第2期）工事請負契約の変更について

令和7年7月4日の議決を経て締結した防災行政無線システム更新事業（第2期）工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

区分	変更前	変更後
契約金額	281,600,000円	357,974,000円

提案理由

防災行政無線システム更新事業（第2期）工事について、施工内容の一部を変更して実施する必要が生じたため、工事請負契約の変更をしようとするものである。

これが本案提出の理由である。

参考

1 契約の相手方 所在地 福岡市博多区博多駅東二丁目 13番34号
会社名 株式会社国際電気
九州支店
支店長 辻 孝 之

2 工事名 防災行政無線システム更新事業（第2期）工事

3 工事場所 薩摩川内市地内

4 工期 着手 令和7年7月4日
完成 令和8年3月13日

議案第186号

薩摩川内市川内葬斎場やすらぎ苑等の指定管理者の指定について

薩摩川内市川内葬斎場やすらぎ苑等の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

薩摩川内市川内葬斎場やすらぎ苑

川内芸ノ尾第1墓地

川内芸ノ尾第2墓地

入来向山墓地

2 指定管理者に指定する団体

株式会社誠建設

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市葬斎場条例第3条及び薩摩川内市営墓地条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市川内葬斎場やすらぎ苑等の管理を行わせている株式会社誠建設の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

株式会社誠建設の概要

1 所 在 地 薩摩川内市永利町1883番地

2 設立年月日 昭和53年4月1日

3 従業員数 130名

4 目 的 土木建築工事業、指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託等の事業を営むことを目的とする。

議案第187号

薩摩川内市下甑葬斎場の指定管理者の指定について

薩摩川内市下甑葬斎場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

薩摩川内市下甑葬斎場

2 指定管理者に指定する団体

こもれ日の郷

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市葬斎場条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市下甑斎場の管理を行わせているこもれ日の郷の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

こもれ日の郷の概要

- | | |
|---------|------------------------------|
| 1 所 在 地 | 薩摩川内市下甑町手打797番地 |
| 2 設立年月日 | 平成27年10月29日 |
| 3 従業員数 | 5名 |
| 4 目 的 | 葬儀の請負及び葬儀の施行等の事業を営むことを目的とする。 |

議案第188号

サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの指定管理者の指定
について

サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの指定管理者を次のとおり指定
する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
サン・アビリティーズ川内及びふれあいドーム
- 2 指定管理者に指定する団体
特定非営利活動法人川内スポーツクラブ01
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市サン・アビリティーズ川内条例第4条及び薩摩川内市高齢者福祉施設条例第3条の規定により、指定管理者としてサン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの管理を行わせている特定非営利活動法人川内スポーツクラブ01の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

特定非営利活動法人川内スポーツクラブの概要

1 所 在 地 薩摩川内市運動公園町3030番地

2 設立年月日 平成15年10月9日

3 従業員数 31名

4 目 的 全ての年齢層の人々に対して、スポーツを核とした健康づくりに関する事業を行い、それぞれの体力・技術・興味・目的に応じて、地域・性別・年齢による垣根のないスポーツ環境を提供し、健康的な生活の実現に寄与することを目的とする。

議案第189号

薩摩川内市立甑島敬老園の指定管理者の指定について

薩摩川内市立甑島敬老園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 25 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

薩摩川内市立甑島敬老園

2 指定管理者に指定する団体

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市立養護老人ホーム条例第4条の規定により、指定管理者として薩摩川内市立甑島敬老園の管理を行わせている社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市永利町4107番地1

2 設立年月日 平成16年10月12日

3 従業員数 287名

4 目 的 薩摩川内市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

議案第190号

薩摩川内市特別養護老人ホーム鹿島園の指定管理者の指定について

薩摩川内市特別養護老人ホーム鹿島園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
薩摩川内市特別養護老人ホーム鹿島園
- 2 指定管理者に指定する団体
社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市特別養護老人ホーム鹿島園条例第4条の規定により、指定管理者として薩摩川内市特別養護老人ホーム鹿島園の管理を行わせている社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市永利町4107番地1

2 設立年月日 平成16年10月12日

3 従業員数 287名

4 目 的 薩摩川内市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

議案第191号

薩摩川内市特別養護老人ホーム甑島敬老園及び薩摩川内市立老人デイサービスセンター甑島敬老園の指定管理者の指定について

薩摩川内市特別養護老人ホーム甑島敬老園及び薩摩川内市立老人デイサービスセンター甑島敬老園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

薩摩川内市特別養護老人ホーム甑島敬老園及び薩摩川内市立老人デイサービスセンター甑島敬老園

2 指定管理者に指定する団体

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市特別養護老人ホーム甑島敬老園条例第4条及び薩摩川内市立老人デイサービスセンター条例第4条の規定により、指定管理者として薩摩川内市特別養護老人ホーム甑島敬老園及び薩摩川内市立老人デイサービスセンター甑島敬老園の管理を行わせている社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市永利町4107番地1

2 設立年月日 平成16年10月12日

3 従業員数 287名

4 目 的 薩摩川内市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

議案第192号

樋脇もくもくふれあい館の指定管理者の指定について

樋脇もくもくふれあい館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
樋脇もくもくふれあい館
- 2 指定管理者に指定する団体
社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市高齢者福祉施設条例第3条の規定により、指定管理者として樋脇もくもくふれあい館の管理を行わせている社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市永利町4107番地1

2 設立年月日 平成16年10月12日

3 従業員数 287名

4 目 的 薩摩川内市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

議案第193号

薩摩川内市里生活支援ハウスの指定管理者の指定について

薩摩川内市里生活支援ハウスの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
薩摩川内市里生活支援ハウス
- 2 指定管理者に指定する団体
社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市生活支援ハウス条例第4条の規定により、指定管理者として薩摩川内市里生活支援ハウスの管理を行わせている社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市永利町4107番地1

2 設立年月日 平成16年10月12日

3 従業員数 287名

4 目 的 薩摩川内市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

議案第194号

薩摩川内市鹿島生活支援ハウスの指定管理者の指定について

薩摩川内市鹿島生活支援ハウスの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
薩摩川内市鹿島生活支援ハウス
- 2 指定管理者に指定する団体
社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市生活支援ハウス条例第4条の規定により、指定管理者として薩摩川内市鹿島生活支援ハウスの管理を行わせている社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市永利町4107番地1

2 設立年月日 平成16年10月12日

3 従業員数 287名

4 目 的 薩摩川内市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

議案第195号

薩摩川内市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

薩摩川内市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別
紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の公
布施行による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営
に関する基準について条例で定める必要がある。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんし、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営につ

いての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設

又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同

		条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(8) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
 - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
 - (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
 - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）
- （準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第196号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の公布施行に伴い、関係条例の整理を行おうとするものである。

これが本案提出の理由である。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年薩摩川内市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年薩摩川内市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年薩摩川内市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第197号

薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の公布施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年薩摩川内市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断、定期の健康診断又は臨時の 健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第198号

薩摩川内市立里保育園の指定管理者の指定について

薩摩川内市立里保育園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
薩摩川内市立里保育園
- 2 指定管理者に指定する団体
社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市へき地保育所条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市立里保育園の管理を行わせている社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市永利町4107番地1

2 設立年月日 平成16年10月12日

3 従業員数 287名

4 目 的 薩摩川内市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

議案第199号

薩摩川内市火災予防条例及び薩摩川内市火入れに関する条例の一部
を改正する条例の制定について

薩摩川内市火災予防条例及び薩摩川内市火入れに関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

本年2月に発生した岩手県大船渡市林野火災を受け、消防庁で開催された「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の報告において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたこと等に伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市火災予防条例及び薩摩川内市火入れに関する条例の一部を改正する条例

(薩摩川内市火災予防条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市火災予防条例（平成16年薩摩川内市条例第304号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の2—第38条の7）

」

「

第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の2—第38条の7）

に

第2章の3 林野火災の予防（第38条の8・第38条の9）

」

改める。

第38条中「火災に関する警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、第6号を削る。

第2章の2の次に次の1章を加える。

第2章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第38条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第38条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第38条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第66条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加える。

(薩摩川内市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市火入れに関する条例（平成16年薩摩川内市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「異常乾燥注意報」の次に「、林野火災に関する注意報」

を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第200号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償貸付するものとする。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 貸付する財産

(1) 建物の一部 (物品一式を含む。)

所在地 薩摩川内市樋脇町市比野字上湯ノ元2926番地2

構 造 鉄筋コンクリート造2階建

面 積 延面積1,885.49平方メートルのうち313.75平方メートル

(2) 建物 (物品一式を含む。)

所在地 薩摩川内市樋脇町市比野字上湯ノ元2926番地2

構 造 鉄筋コンクリート造

面 積 延面積13.16平方メートル

2 貸付の相手方 所在地 薩摩川内市樋脇町市比野2971番地
名 称 株式会社市比野温泉

代表取締役 原口三浩

3 貸付の条件 借受人は、借り受けた財産を市民の健康と福祉の増進を図るための公衆浴場として使用すること。

4 貸付の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

本市が公衆浴場として無償貸付している建物等の貸付期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに無償貸付することとしたいが、これについては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

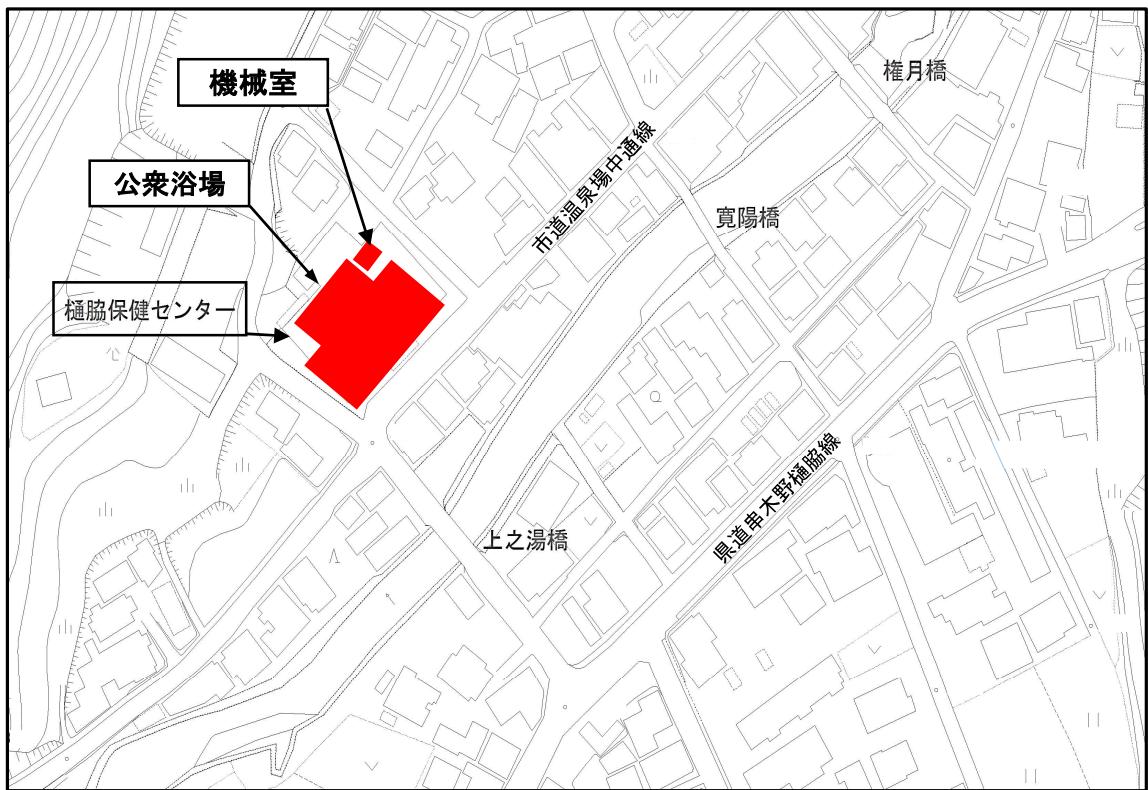
(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を・・・略・・・適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

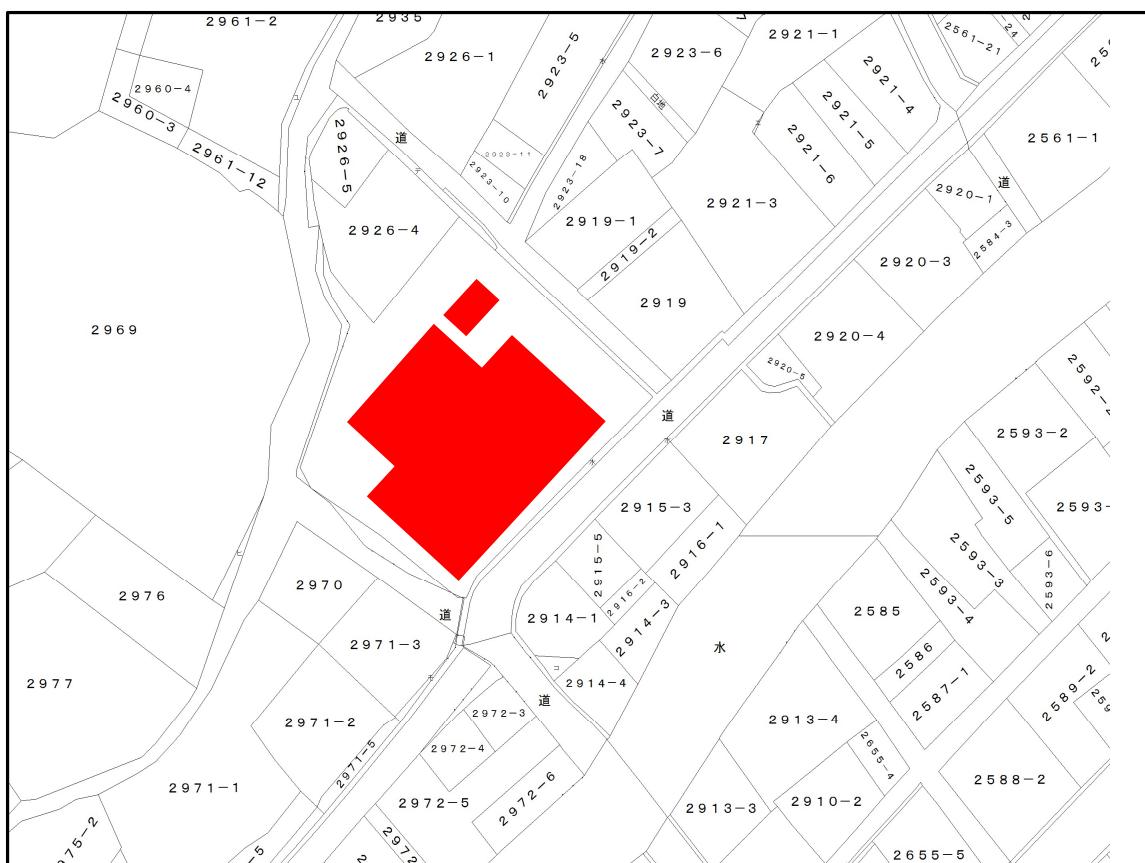
(7)～(15) 略

2 略

位置図

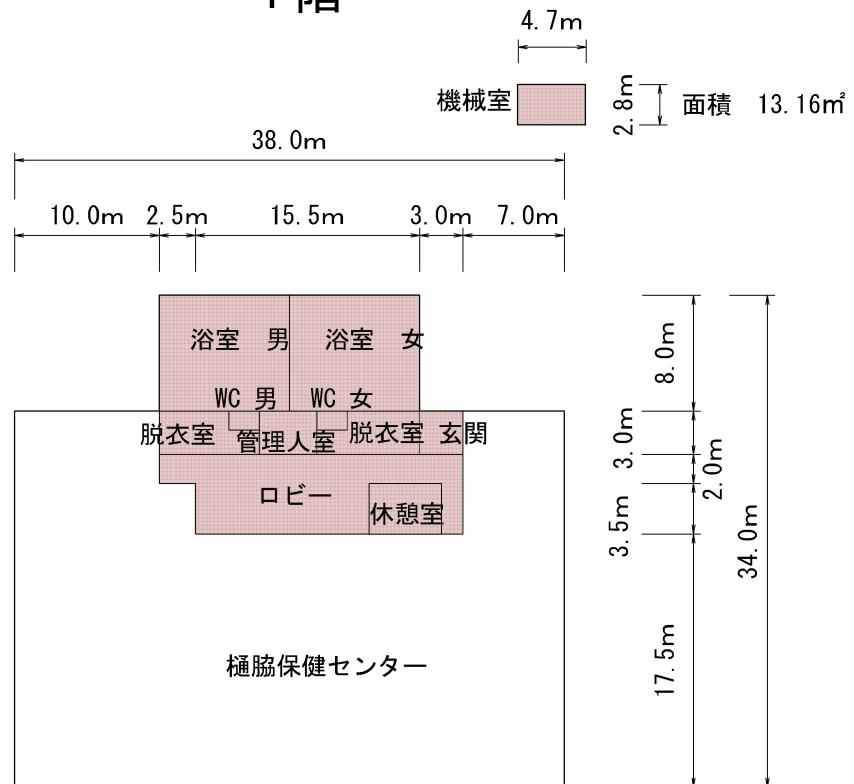


地籍図

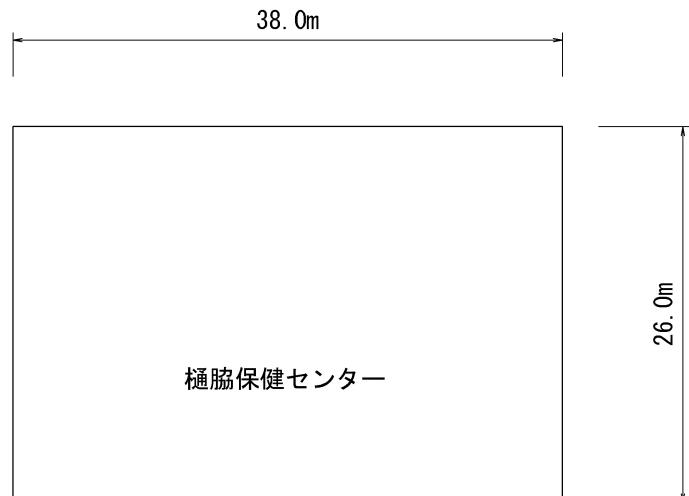


平面図

1階



2階



議案第201号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償貸付するものとする。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 貸付する財産

- 建物の一部（物品一式を含む。）

所在地 薩摩川内市樋脇町市比野字下ノ湯2576番地1

構 造 鉄筋コンクリート造2階建

面 積 延面積691.04平方メートルのうち264.42平方メートル

2 貸付の相手方 所在地 薩摩川内市樋脇町市比野2971番地

名 称 株式会社市比野温泉

代表取締役 原口三浩

3 貸付の条件 借受人は、借り受けた財産を市民の健康と福祉の増進を図るための公衆浴場として使用すること。

4 貸付の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

本市が公衆浴場として無償貸付している建物の貸付期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに無償貸付することとしたいが、これについては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を・・・略・・・適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

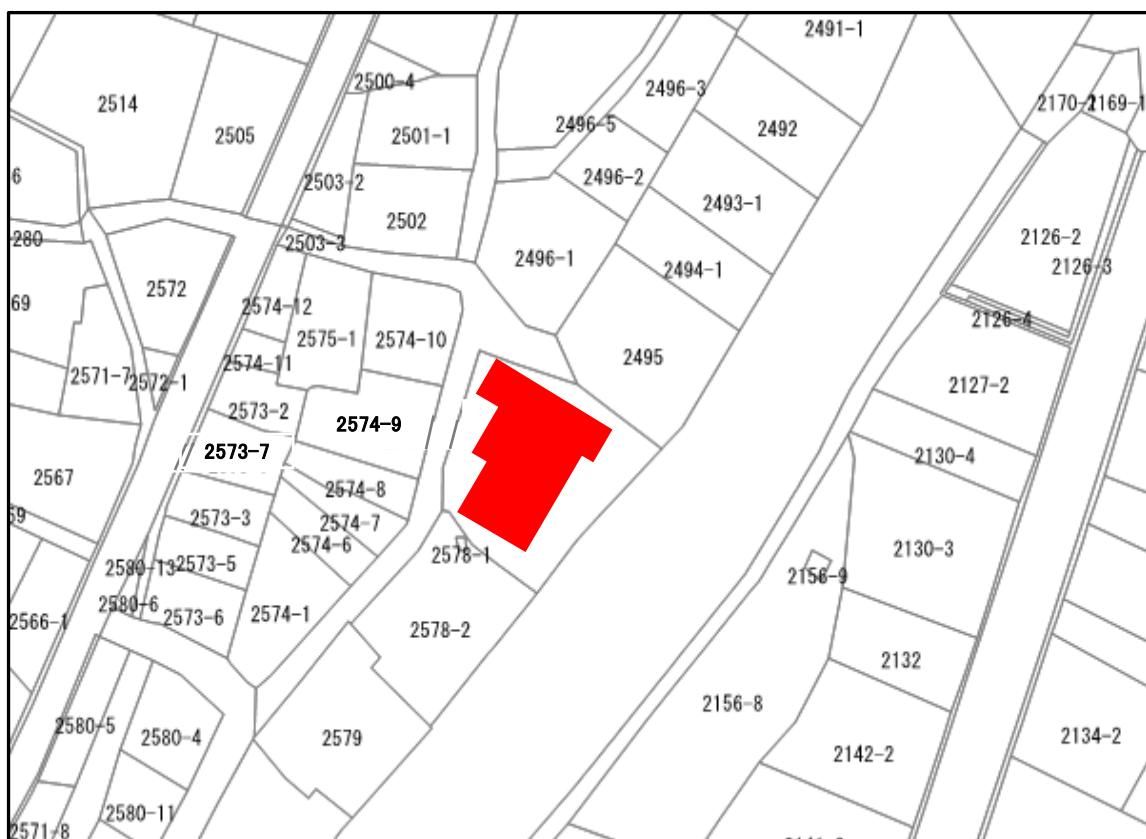
(7)～(15) 略

2 略

位置図

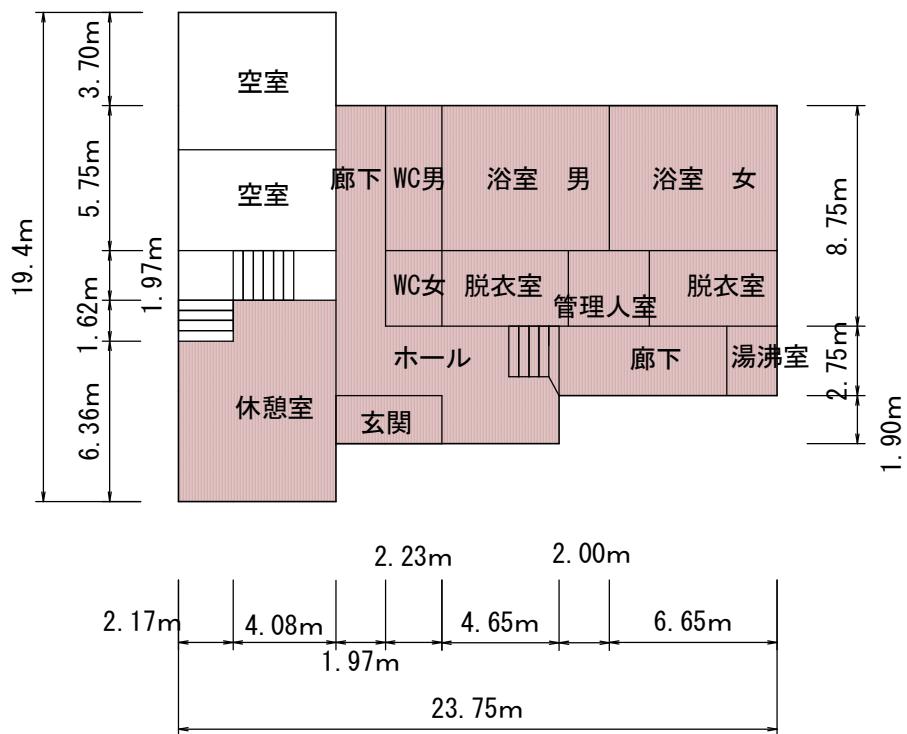


地籍圖

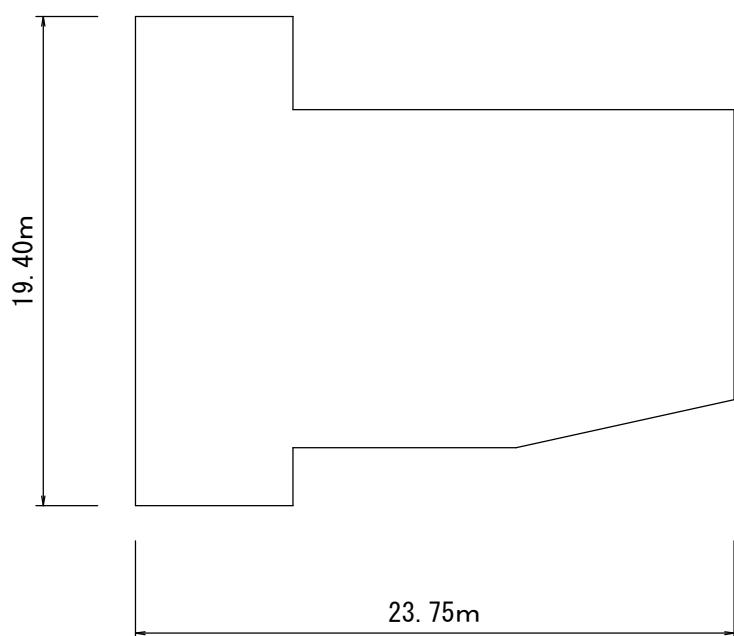


平面図

1階



2階



議案第202号

薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

浄化槽事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規
定等を適用し、公営企業会計に移行することに伴い、所要の規定の整備を図ろう
とするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び漁業集落排水事業」を「、漁業集落排水事業及び浄化槽事業」に改める。

第3条に次の1項を加える。

6 浄化槽事業の設置区域は、薩摩川内市上甑町江石、小島、瀬上及び桑之浦の一部の区域とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（薩摩川内市特別会計条例の一部改正）

2 薩摩川内市特別会計条例（平成16年薩摩川内市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

（薩摩川内市上甑地域戸別合併処理浄化槽条例の一部改正）

3 薩摩川内市上甑地域戸別合併処理浄化槽条例（平成16年薩摩川内市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の上甑地域戸別合併処理浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）の管理等に関する事項を定めるものとする。

（薩摩川内市上甑地域戸別合併処理浄化槽分担金徴収条例の一部改正）

4 薩摩川内市上甑地域戸別合併処理浄化槽分担金徴収条例（平成16年薩摩川内市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第2条中「薩摩川内市上甑地域戸別合併処理浄化槽条例（平成16年薩摩川内市条例第166号。以下「管理条例」という。）第1条の規定により告示された設置区域をいう。」を「薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第31号）第3条第6項」に改める。

第4条中「管理条例」を「薩摩川内市上甑地域戸別合併処理浄化槽条例（平成16年薩摩川内市条例第166号）」に改める。

議案第203号

祁答院大村北部生活センターの指定管理者の指定について

祁答院大村北部生活センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
祁答院大村北部生活センター
- 2 指定管理者に指定する団体
薩摩川内市生活研究グループ連絡協議会祁答院支部
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市農村研修館、農村生活センター等条例第3条の規定により、指定管理者として祁答院大村北部生活センターの管理を行わせている薩摩川内市生活研究グループ連絡協議会祁答院支部の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

薩摩川内市生活研究グループ連絡協議会祁答院支部の概要

1 所 在 地 薩摩川内市祁答院町黒木98番地1

2 設立年月日 平成17年5月9日

3 会 員 数 15名

4 目 的 生活改善を学習し、実行しているグループが、それぞれの生活の実情にあわせて、更により良い家庭づくりの方法を研究し、これを実行するにあたって、お互いに情報や技術の交換を行い、確実に生活の改善をすると共に地域社会の発展に寄与することを目的とする。

議案第204号

薩摩川内市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

提案理由

薩摩川内市樋脇B&G海洋センターについて、効率的な管理運営を図るため、その開所時間及び休所日を変更しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市B & G海洋センター条例の一部を改正する条例

薩摩川内市B & G海洋センター条例（平成16年薩摩川内市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「午後10時」を「午後8時」に改める。

第12条第1項第1号中「翌年6月14日まで」の次に「及び毎週水曜日」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第205号

薩摩川内市国際交流センター及び薩摩川内市産業振興センターの指定管理者の指定について

薩摩川内市国際交流センター及び薩摩川内市産業振興センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
薩摩川内市国際交流センター及び薩摩川内市産業振興センター
- 2 指定管理者に指定する団体
薩摩川内市国際交流協会
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市国際交流センター条例第3条及び薩摩川内市産業振興センター条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市国際交流センター及び薩摩川内市産業振興センターの管理を行わせている薩摩川内市国際交流協会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

薩摩川内市国際交流協会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市天辰町2211番地1

2 設立年月日 平成17年4月11日

3 従業員数 7名

4 目 的 外国との相互理解と友好を深め、世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。

議案第206号

薩摩川内市樋脇総合運動場及び薩摩川内市樋脇屋外人工芝競技場の
指定管理者の指定について

薩摩川内市樋脇総合運動場及び薩摩川内市樋脇屋外人工芝競技場の指定管理者
を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

薩摩川内市樋脇総合運動場及び薩摩川内市樋脇屋外人工芝競技場

2 指定管理者に指定する団体

特定非営利活動法人川内スポーツクラブ01

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市体育施設条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市樋脇総合運動場及び薩摩川内市樋脇屋外人工芝競技場の管理を行わせている特定非営利活動法人川内スポーツクラブ01の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

特定非営利活動法人川内スポーツクラブの概要

1 所 在 地 薩摩川内市運動公園町3030番地

2 設立年月日 平成15年10月9日

3 従業員数 31名

4 目 的 全ての年齢層の人々に対して、スポーツを核とした健康づくりに関する事業を行い、それぞれの体力・技術・興味・目的に応じて、地域・性別・年齢による垣根のないスポーツ環境を提供し、健康的な生活の実現に寄与することを目的とする。

議案第207号

薩摩川内市東郷総合運動場の指定管理者の指定について

薩摩川内市東郷総合運動場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
薩摩川内市東郷総合運動場
- 2 指定管理者に指定する団体
特定非営利活動法人川内スポーツクラブ01
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市体育施設条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市東郷総合運動場の管理を行わせている特定非営利活動法人川内スポーツクラブ01の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

特定非営利活動法人川内スポーツクラブの概要

1 所 在 地 薩摩川内市運動公園町3030番地

2 設立年月日 平成15年10月9日

3 従業員数 31名

4 目 的 全ての年齢層の人々に対して、スポーツを核とした健康づくりに関する事業を行い、それぞれの体力・技術・興味・目的に応じて、地域・性別・年齢による垣根のないスポーツ環境を提供し、健康的な生活の実現に寄与することを目的とする。

議案第208号

宮里体育館の指定管理者の指定について

宮里体育館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

宮里体育館

2 指定管理者に指定する団体

宮里町自治会連絡協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市川内地域体育施設条例第3条の規定により、指定管理者として宮里体育館の管理を行わせている宮里町自治会連絡協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

宮里町自治会連絡協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市宮里町3179番地1

2 設立年月日 平成18年4月1日

3 目 的 宮里地区における町内の親睦、安全対策、環境美化を推進することを目的とする。

議案第209号

冷水体育館の指定管理者の指定について

冷水体育館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

冷水体育館

2 指定管理者に指定する団体

冷水自治会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市川内地域体育施設条例第3条の規定により、指定管理者として冷水体育館の管理を行わせている冷水自治会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

冷水自治会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市冷水町483番地2

2 設立年月日 昭和48年4月1日

3 目 的 会員相互の親睦と協力によって豊かにして明るく住みよい生活環境を実現することを目的とする。

議案第210号

川内プールの指定管理者の指定について

川内プールの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
川内プール
- 2 指定管理者に指定する団体
特定非営利活動法人川内スポーツクラブ01
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市プール条例第3条の規定により、指定管理者として川内プールの管理を行わせている特定非営利活動法人川内スポーツクラブ01の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

特定非営利活動法人川内スポーツクラブの概要

1 所 在 地 薩摩川内市運動公園町3030番地

2 設立年月日 平成15年10月9日

3 従業員数 31名

4 目 的 全ての年齢層の人々に対して、スポーツを核とした健康づくりに関する事業を行い、それぞれの体力・技術・興味・目的に応じて、地域・性別・年齢による垣根のないスポーツ環境を提供し、健康的な生活の実現に寄与することを目的とする。

議案第211号

薩摩川内市東郷共同福祉施設の指定管理者の指定について

薩摩川内市東郷共同福祉施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

薩摩川内市東郷共同福祉施設

2 指定管理者に指定する団体

斧渕地区コミュニティ協議会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市東郷共同福祉施設条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市東郷共同福祉施設の管理を行わせている斧渕地区コミュニティ協議会の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

斧渕地区コミュニティ協議会の概要

1 所 在 地 薩摩川内市東郷町斧渕618番地4

2 設立年月日 平成17年4月1日

3 目 的 斧渕地区を広域的コミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティセンターを中心として、斧渕地区住民の総意に基づき連帶協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図ることを目的とする。

議案第212号

薩摩川内市せんだい宇宙館の指定管理者の指定について

薩摩川内市せんだい宇宙館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
薩摩川内市せんだい宇宙館
- 2 指定管理者に指定する団体
公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市せんだい宇宙館条例第4条の規定により、指定管理者として薩摩川内市せんだい宇宙館の管理を行わせている公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の概要

1 所 在 地 薩摩川内市東郷町斧渕362番地

2 設立年月日 平成10年3月11日

3 従業員数 82名

4 目 的 生涯学習の推進を図るため、薩摩川内市と連携し、芸術・文化・スポーツ等の振興を図るとともに、市民に喜ばれる文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の管理及び運営等に関する事業を行い、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

議案第213号

薩摩川内市上甑自然公園キャンプ村の指定管理者の指定について

薩摩川内市上甑自然公園キャンプ村の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

薩摩川内市上甑自然公園キャンプ村

2 指定管理者に指定する団体

昌和建設株式会社

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市上甑自然公園キャンプ村条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市上甑自然公園キャンプ村の管理を行わせている昌和建設株式会社の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

昌和建設株式会社の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 所 在 地 | 薩摩川内市上甑町中甑341番地の2 |
| 2 設立年月日 | 昭和43年5月31日 |
| 3 従 業 員 数 | 16名 |
| 4 目 的 | 建設業、各種公共施設の指定管理業務等の事業を営むことを目的とする。 |

議案第214号

唐浜臨海公園の一部の指定管理者の指定について

唐浜臨海公園の一部の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

唐浜臨海公園の一部

2 指定管理者に指定する団体

株式会社ゼンケイ

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市都市公園条例第14条の規定により、指定管理者として唐浜臨海公園の一部の管理を行わせている株式会社ゼンケイの指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

株式会社ゼンケイの概要

1 所 在 地 鹿児島市錦江町7番35号

2 設立年月日 昭和55年10月7日

3 従 業 員 数 477名

4 目 的 ビルの保守管理並びに環境衛生管理に関する業務、指定管理者業務の管理運営業務等の事業を営むことを目的とする。

議案第215号

瀬尾観音三滝キャンプ場の指定管理者の指定について

瀬尾観音三滝キャンプ場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
瀬尾観音三滝キャンプ場
- 2 指定管理者に指定する団体
太伸建設株式会社
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市下甑キャンプ場条例第3条の規定により、指定管理者として瀬尾観音三滝キャンプ場の管理を行わせている太伸建設株式会社の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

太伸建設株式会社の概要

1 所 在 地 薩摩川内市下甑町片野浦392番地

2 設立年月日 昭和51年11月27日

3 従 業 員 数 8名

4 目 的 土木建築請負業、公園・展望所及びキャンプ場の管理運営等の事業を営むことを目的とする。

議案第216号

薩摩川内市とうごう五色親水公園の指定管理者の指定について

薩摩川内市とうごう五色親水公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

薩摩川内市とうごう五色親水公園

2 指定管理者に指定する団体

株式会社ゼンケイ

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市とうごう五色親水公園条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市とうごう五色親水公園の管理を行わせている株式会社ゼンケイの指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

株式会社ゼンケイの概要

1 所 在 地 鹿児島市錦江町7番35号

2 設立年月日 昭和55年10月7日

3 従 業 員 数 477名

4 目 的 ビルの保守管理並びに環境衛生管理に関する業務、指定管理者業務の管理運営業務等の事業を営むことを目的とする。

議案第217号

薩摩川内市川内港待合所の指定管理者の指定について

薩摩川内市川内港待合所の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
薩摩川内市川内港待合所
- 2 指定管理者に指定する団体
株式会社ナンワ
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市川内港待合施設条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市川内港待合所の管理を行わせている株式会社ナンワの指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについてでは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

株式会社ナンワの概要

1 所 在 地 鹿児島市東開町3番地166

2 設立年月日 昭和54年11月26日

3 従 業 員 数 263名

4 目 的 建物の清掃及びビルメンテナンスに関する業務、国及び地方公共団体のPFI事業並びに指定管理者事業等を営むことを目的とする。

議案第218号

薩摩川内市高速船ターミナルの指定管理者の指定について

薩摩川内市高速船ターミナルの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

薩摩川内市高速船ターミナル

2 指定管理者に指定する団体

甑島商船株式会社

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市川内港待合施設条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市高速船ターミナルの管理を行わせている甑島商船株式会社の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

甑島商船株式会社の概要

1 所 在 地 いちき串木野市西薩町12番地

2 設立年月日 昭和52年3月19日

3 従業員数 34名

4 目 的 海上運送法に規定する船舶運航事業、地方自治法に基づく指定管理者制度による公共施設の運営受託に関する業務等の事業を営むことを目的とする。

議案第219号

薩摩川内市中甑地域活性化施設の指定管理者の指定について

薩摩川内市中甑地域活性化施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
薩摩川内市中甑地域活性化施設
- 2 指定管理者に指定する団体
株式会社弦聖
- 3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

薩摩川内市甑島地域活性化施設条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市中甑地域活性化施設の管理を行わせている東シナ海の小さな島ブランド株式会社の指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

株式会社弦聖の概要

1 所 在 地 薩摩川内市上甑町中甑 481 番地 1

2 設立年月日 令和 2 年 9 月 15 日

3 従 業 員 数 4 名

4 目 的 飲食店の経営、公共施設管理委託に関する事業等を営むことを目的とする。

議案第220号

道路メンテナンス事業飯母橋橋梁上部工工事請負契約の変更について

令和7年3月25日の議決を経て締結した道路メンテナンス事業飯母橋橋梁上部工工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

区分	変更前	変更後
契約金額	178,200,000円	201,489,000円

提案理由

道路メンテナンス事業飯母橋橋梁上部工工事について、施工内容の一部を変更して実施する必要が生じたため、工事請負契約の変更をしようとするものである。これが本案提出の理由である。

参考

1 契約の相手方 所在地 鹿児島市伊敷五丁目 17 番 5 号
会社名 コーアツ工業株式会社
代表取締役 出口 稔

2 工事名 道路メンテナンス事業飯母橋橋梁上部工工事

3 工事場所 薩摩川内市中村町地内

4 工期 着手 令和 7 年 3 月 25 日
完成 令和 8 年 2 月 17 日

議案第221号

天辰第二地区土地区画整理事業皿山橋橋梁下部工工事（6-4）請負契約の変更について

令和7年2月27日に締結した天辰第二地区土地区画整理事業皿山橋橋梁下部工工事（6-4）の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

区分	変更前	変更後
契約金額	158,020,000円	229,070,000円

提案理由

天辰第二地区土地区画整理事業皿山橋橋梁下部工工事（6-4）について、施工内容の一部を変更して実施する必要が生じたため、工事請負契約の変更をしようとするものである。

これが本案提出の理由である。

参考

1 契約の相手方 所在地 薩摩川内市樋脇町塔之原 200 番地 1
会社名 福上産業株式会社
代表取締役 福上美知子

2 工事名 天辰第二地区土地区画整理事業皿山橋橋梁下部工工事 (6
- 4)

3 工事場所 薩摩川内市天辰町門口地内

4 工期 着手 令和 7 年 2 月 28 日
完成 令和 8 年 3 月 23 日

議案第222号

薩摩川内市営住宅等（甑島エリア）の指定管理者の指定について

薩摩川内市営住宅等（甑島エリア）の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月25日提出

薩摩川内市長 田中良二

1 指定管理者に管理を行わせる施設

市営住宅のうち28住宅及び一般住宅のうち34住宅（別表のとおり）並びに当該住宅に付随する共同施設

2 指定管理者に指定する団体

株式会社水建システム

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市営住宅条例第56条及び薩摩川内市一般住宅条例第37条の規定により、指定管理者として薩摩川内市営住宅等の管理を行わせている株式会社水建システムの指定期間が、令和8年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参 考

株式会社水建システムの概要

1 所 在 地 薩摩川内市里町里 1904 番地 8

2 設立年月日 平成 4 年 9 月 2 日

3 従 業 員 数 10 名

4 目 的 建築工事業、指定管理者業務の管理運営業務等の事業を営むことを目的とする。

別表

名 称	所 在 地	種 類
菌下住宅	里町里 3 7 8 8 番地 1	市営住宅
新町住宅	里町里 1 9 0 番地 4	市営住宅
笠掛住宅	里町里 1 9 0 番地 1	市営住宅
城山住宅	里町里 1 7 1 0 番地 1	市営住宅
上甑宮田住宅	上甑町中甑 1 0 8 番地	市営住宅
村町住宅	上甑町中甑 2 7 8 番地	市営住宅
茶之木住宅	上甑町中甑 7 8 1 番地 1	市営住宅
野林住宅	上甑町中甑 2 5 0 番地 2	市営住宅
江石住宅	上甑町江石 2 9 8 番地 3	市営住宅
前田ふるさと住宅	上甑町中甑 5 0 3 番地	市営住宅
茶円住宅	下甑町手打 8 3 3 番地	市営住宅
浜口第1住宅	下甑町手打 1 1 9 8 番地 1 1	市営住宅
浜口第2住宅	下甑町手打 1 0 3 7 番地 1	市営住宅
浜口第3住宅	下甑町手打 1 0 4 3 番地 1	市営住宅
桜ヶ丘住宅	下甑町青瀬 3 8 1 番地	市営住宅
薬師住宅	下甑町長浜 9 8 1 番地 2	市営住宅
子岳住宅	下甑町片野浦 1 0 0 番地 1	市営住宅
内川内住宅	下甑町瀬々野浦 1 6 8 6 番地 1	市営住宅
西山住宅	下甑町瀬々野浦 1 1 9 1 番地 5	市営住宅
手打港住宅	下甑町手打 4 7 7 番地	市営住宅
本町住宅	下甑町手打 1 8 7 8 番地	市営住宅
大瀬住宅	下甑町長浜 1 8 7 番地 2	市営住宅
浜田住宅	下甑町片野浦 4 1 4 番地 2	市営住宅
古川住宅	下甑町長浜 3 5 0 番地 4	市営住宅
大川住宅	下甑町青瀬 3 6 4 番地 1 0	市営住宅
鹿島宮田住宅	鹿島町蘭牟田 1 5 5 3 番地	市営住宅
	鹿島町蘭牟田 1 5 3 6 番地 6	市営住宅
松崎住宅	鹿島町蘭牟田 2 1 3 1 番地	市営住宅
鹿島小牟田住宅	鹿島町蘭牟田 2 8 9 4 番地	市営住宅
上町住宅	里町里 3 2 8 8 番地 2	一般住宅
蘭中住宅	里町里 3 3 6 1 番地 1	一般住宅
戸の崎住宅	里町里 2 7 4 番地	一般住宅
山崎住宅	里町里 1 8 8 8 番地 1	一般住宅
中樋住宅	里町里 3 7 8 8 番地 1	一般住宅

大川住宅	里町里 3 3 8 8 番地 1	一般住宅
中野住宅	上甑町中野 2 1 3 番地 5	一般住宅
平良住宅	上甑町平良 2 3 1 番地	一般住宅
平良一般住宅	上甑町平良 1 2 番地 1	一般住宅
平良西住宅	上甑町平良 6 番地 1	一般住宅
瀬上第 1 住宅	上甑町瀬上 8 0 0 番地 3	一般住宅
瀬上第 2 住宅	上甑町瀬上 6 6 6 番地 1	一般住宅
前田ふるさと住宅	上甑町中甑 5 0 3 番地	一般住宅
上甑小牟田住宅	上甑町中甑 3 3 7 番地	一般住宅
手打松下川住宅	下甑町手打 1 0 4 3 番地 1	一般住宅
手打蘭山住宅	下甑町手打 1 9 0 5 番地	一般住宅
長浜大瀬の中住宅	下甑町長浜 1 8 7 番地 2	一般住宅
青瀬新町住宅	下甑町青瀬 3 8 4 番地 1 0	一般住宅
瀬々野浦古里住宅	下甑町瀬々野浦 9 3 番地 1	一般住宅
長浜城の中住宅	下甑町長浜 5 4 6 番地	一般住宅
鹿島宮田一般住宅	鹿島町蘭牟田 1 5 3 0 番地 8	一般住宅
	鹿島町蘭牟田 1 5 3 6 番地 4	一般住宅
松之下住宅	鹿島町蘭牟田 1 3 7 5 番地 1	一般住宅
奥蘭住宅	鹿島町蘭牟田 2 5 8 番地	一般住宅
長浜迫田住宅	下甑町長浜 6 5 9 番地	一般住宅
浦内第 1 住宅	上甑町小島 1 4 5 番地	一般住宅
浦内第 2 住宅	上甑町瀬上 8 9 4 番地 2	一般住宅
平良向住宅	上甑町平良 2 8 3 番地 2	一般住宅
中津北一般住宅	上甑町中甑 4 8 5 番地 4	一般住宅
平良大平一般住宅	上甑町平良 3 7 5 番地	一般住宅
東笠掛 1 号一般住宅	里町里 2 2 7 番地 1	一般住宅
東笠掛 2 号一般住宅	里町里 2 2 7 番地 1	一般住宅
平良宮第 2 一般住宅	上甑町平良 2 1 7 番地 1	一般住宅
平良宮第 3 一般住宅	上甑町平良 2 1 7 番地 1	一般住宅
上甑一般住宅	上甑町中野 2 番地 2	一般住宅